

新たな裁定制度における未管理公表著作物等について

1. 第一次答申（令和5年2月）における記載

（「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について 第一次答申」（令和5年2月）より関連部分のみ抜粋）

第1部 DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について

第1章 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージ

（2）具体的な新制度の制度設計イメージ

（ア）新制度の要件

○ 次の（Ⅰ）、（Ⅱ）を新制度による著作物の利用を可能とする要件とする。

（Ⅰ）以下に掲げる要件を全て満たすこと。

（ⅰ）公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物であること。（新制度の創設前に創作され、公表された著作物についても新制度の対象とする。）

（ⅱ）以下の判断プロセスによって著作権者等の著作物の利用の可否や条件等に係る「意思」が確認できないこと。

- | | | |
|-----|--|-----------------|
| ① | 集中管理されている著作物
↓
(集中管理されていない) | →新制度の対象外 |
| ② | 利用の可否や条件等が明示されている著作物
(オプトアウトが示されている著作物を含む)
↓
(明示されていない) | →新制度の対象外 |
| ③-1 | 著作権者等に係る情報がない・連絡不能 | →新制度の <u>対象</u> |
| ③-2 | 著作権者等に係る情報がある場合は連絡を試みて利用の可否や条件を確認
※②の段階で利用の可否等の明示がある場合は個別の連絡をするまでもなく対象外
↓
(連絡後) | →新制度の <u>対象</u> |
| ④-1 | 返答（交渉の意向等を含む）がある | →新制度の対象外 |
| ④-2 | 一定期間返答がない | →新制度の <u>対象</u> |

※①～④について、効果が時限的であり申出により利用を止められることを踏まえ、著作物等、公式ウェブサイト、データベース、検索エンジン等を活用したより短期間となる手続とする。

※②について、新制度の対象となる著作物となるか、ならないかの判断に当たって、アウトオブコマースについては、過去に公表された時点で示されている「複製禁止・転載禁止」の記載のみをもって判断すべきではないとの意見があった。

過去の時点での利用の可否が示されているものの、現在市場に流通していないなどにより現在の意思が確認できない場合の扱いについては、実態等を踏まえて引き続き今後の検討課題とする^(注)。なお、裁定制度の活用を踏まえ、その手続を迅速化・簡素化することによる利用円滑化を図ることとする。

(注) アウトオブコマースについては、次のような意見が示されており、今後の運用に当たっての検討に際して参考にする必要がある。

- ・アウトオブコマースについては、定型的な記載のみをもって制度の対象外とするべきでない。定型的な記載は、創作者の意思を正確に表示しているとは考え難い。
- ・アウトオブコマースに該当するかどうかはコンテンツによって業界慣習も異なり、判断が難しい。単に一時的な在庫切れの場合や、将来的に市場に流通する場合がある。
- ・流通の実態を踏まえた検討を期待する。

5. 個別の論点について

(2) 新制度の要件、効果等について

(ア) 「意思」の確認（「意思の表示」）について

- 著作物の利用の可否や条件等に係る表示の確認・判定の際に、アウトオブコマースについては、過去に公表された時点で示されている「複製禁止・転載禁止」の記載のみをもって判断すべきではないとの意見があった。過去の時点での利用の可否が示されているものの、現在市場に流通していないなどにより現在の意思が確認できない場合の扱いについては、実態等を踏まえて引き続き今後の検討課題とする。検討に当たっては、アウトオブコマースかどうかの判定について、簡素な手続の支障とならないよう留意する必要がある。

2. 令和5年著作権法改正後の第67条の3（未管理公表著作物等の利用）

（未管理公表著作物等の利用）

第67条の3 未管理公表著作物等を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができる。

一 当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとつたにもかかわらず、その意思の確認ができなかつたこと。

二 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。

2 前項に規定する未管理公表著作物等とは、公表著作物等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 当該公表著作物等に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われているもの
- 二 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの

3. 想定される「意思」の確認のフロー

- ①未管理公表著作物等か否かの確認
- ②未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思の確認

4. いわゆる「アウトオブコマース」の扱いについて

新たな裁定制度におけるいわゆる「アウトオブコマース」の扱いについては、1. の第一次答申を踏まえ、制度の安定的な運用や簡素な手続の実現に配慮のうえ、次のように考えてはどうか。

- 「アウトオブコマース」について、その過去に公表された時点で示されている「複製禁止・転載禁止」等の記載をもって、一律に未管理公表著作物等の対象外となることのないよう、改正後の法第67条の3第2項の文化庁長官の定め（「方法」及び「必要な情報」）を行う。
- 本制度での「アウトオブコマース」については、当事者が明確にその範囲を特定できるよう、次の2点とする。
 - ▶ ア 著作権法第31条第7項の規定に基づき国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料
 - ▶ イ 著作権法第67条の著作権者不明等における著作物の利用により過去に使用されたことがある著作物であつてその後に権利者が判明していないもの
- 併せて、今後、分野横断権利情報検索システム等により、現時点での利用の可否に関する意思が確認できるように目指すことが望ましい。